

独裁国家における「上からの改革」

——メキシコ・制度的革命党による党組織／選挙制度改革とその帰結(1960～1980)——

とよ だ しん
豊 田 紳

《要 約》

独裁国家でみられる政党・選挙・議会といった政治制度が、独裁体制を永続化させる機能をもつことは、比較政治学の共通認識となっている。しかし、そうした制度が実際にいかに機能するのかという問題になると、先行研究は「情報収集」「分断統治」「抑止シグナリング」「権力分有」の4機能を列挙するのみで、機能間の両立可能性を考慮することがなかった。本稿は、メキシコを長年にわたって支配した制度的革命党が、1960年から80年ごろにかけて行った党組織・選挙制度改革を、アーカイブの新資料も用いて歴史的に分析し、上述の諸機能が相互に矛盾を来していることを示す。具体的には、前二者の情報収集と分断統治機能のために、より競争的な制度を採用すれば、後二者の抑止シグナリングと権力分有機能を掘り崩すというトレードオフ関係にあることを論じる。このトレードオフの観点は、独裁体制の政治制度デザインを理解する上で、また独裁国家の政治ダイナミクスを理解する上でも、重要な示唆を有するだろう。

はじめに

- I 理論的考察と分析アプローチ
 - II 事例概観・意義・資料
 - III 党内競争性の上昇と低下の力学
 - IV 党間競争性の上昇——1977年の政治改革とその帰結——
- 結論と今後の課題

「たった一人の人間をあまりにも信頼し、あまりにも大きな権力を与えたことが、自分の不運のもとではないのか（……）ただ、藪のように頭にかぶさってくるあの歓声のなかでは、いったい誰がほんとうの愛国者で、誰がにせの愛国者なのか、見分けることは不可能だった。」

（ガブリエル・ガルシア＝マルケス『族長の秋』）

はじめに

本稿の目的は、2000年まで半世紀以上にわたってメキシコを支配した「制度的革命党」が試みた制度改革を歴史的に分析し、先行研究によって独裁国家の政治制度が果たすものと主張されてきた諸機能が、実際にはトレードオフ関係にあると示すことである。独裁国家でしばしばみられる政党・議会・選挙といったフォーマルな政治制度は、独裁者が体制内／外エリートからの挑戦を退けて、その支配を安定させる上で、重要な4つの機能、すなわち「情報収集」

「分断統治」「抑止シグナリング」「権力分有」機能をもつと、近年の比較政治学の文献は論じている。しかし、前二者の情報収集・分断統治の機能と、後二者の抑止シグナリング・権力分有の機能を同時に最大化することはできない。選挙や党組織を通じて情報を収集し、また体制外の野党を分断するためには、独裁者は最低限の政治的自由を市民に与えて、競争的選挙を実施する必要があるが、他方で、体制内エリートに権力と特権を分配（権力分有）し、その離反を抑止するためには、独裁者と彼の指名する候補者は、すべての選挙に圧勝しなければならないからである（抑止シグナリング）。情報収集および分断統治のために選挙の競争性を上昇させれば、選挙に圧勝することによる抑止シグナリング機能は掘り崩され、独裁者と体制内エリート間での権力分有は不安定化するだろうし、その逆もまた真になる。

本稿では、メキシコに君臨した覇権政党・制度的革命党の下で、1960年代から70年代にかけて行われた選挙制度と党組織制度の変遷を分析し、独裁者が実際にトレードオフに直面していたことを実証する。具体的には、平党员による政治参加の機会の拡大を目的として1965年に導入された党内予備選挙は、党を通じた権力分有機能を破壊したため、中止に追い込まれたこと、また、1977年に制定された「連邦政治諸団体・選挙手続き法」によって、党内ではなく党間での政治的競争性が上昇した結果、やはり抑止シグナリング機能と権力分有機能が損なわれ、特に地方レベルで選挙紛争を引き起こしたことをみる。一連の歴史分析には、近年になって一般に公開されるようになったメキシコ内務省のアーカイブ資料も用いる。

メキシコの経験から得られたこのトレードオフの観点は、次の3つの一般的な問題を理解する上で重要である。第1に、独裁体制における政治制度の差異、すなわち「閉鎖的独裁」と「選挙権威主義」体制の起源とその変動を理解できる。閉鎖的独裁とは、制度上の理由から、独裁者が選挙に敗北することが万に一つもあり得ない体制のことであり、選挙権威主義とは、敗北の可能性がわずかでも存在する体制を指す（Hyde and Marinov [2012] など）ものだが、本稿の議論からは、これら2タイプの独裁体制の差異とは、情報収集・分断統治と、抑止シグナリング・権力分有のいずれを独裁者が重視したのか、という問題に帰着することがわかる。第2に、ミクロ民主化研究にも貢献する。1980～90年代に一世を風靡したアクター中心民主化論の知見によれば、現状維持を唱える独裁体制内のタカ派をハト派が抑え込み、限定的であっても市民に政治活動と言論の自由の余地が与えられた時点で、独裁からの「移行」が開始される〔O'Donnell and Schmitter 1986〕。しかし、ハト派がなぜ改革を志向するのかという問題について、アクター中心民主化論は沈黙してきた。本稿の議論より、ハト派とは情報収集と分断統治を重視する立場であり、タカ派とは抑止シグナリングと権力分有が不可能になることを懸念する立場として把握できる。最後に、体制変動期に内戦や政治暴力、その他の集合行為が頻発するという現象に、ミクロ的な基礎を与えるという意味でも、本論は有用だろう。これまで、支配エリート内の亀裂が表面化する体制変動期には政治的な不安定化がみられると論じられてきた〔タロー 2006, 135-145; Hegre et al. 2001; Goldstone et al. 2010〕。メキシコの事例が示唆するのは、こ

うしたエリートの分裂は、選挙や党を通じた抑止シグナリングと権力分有が機能しなくなった結果としてもたらされたのではないか、ということである。

本稿は、以下のように構成される。第Ⅰ節で、独裁国家の制度の機能に関する先行研究を批判的にレビューし、制度の生成・維持・変化を視野に入れた歴史分析が必要であることを論じる。第Ⅱ節で、出発点としてメキシコ政治のコンテクストを紹介した後、第Ⅲ節で党内改革、第Ⅳ節で1977年の政治改革を分析し、最後に今後の課題を述べる。

I 理論的考察と分析アプローチ

1. 先行研究の整理

世界の多くの独裁者^(注1)が、独裁政党を組織し、定期的に選挙を実施し、議会を開催するために莫大な経費と人的リソースを投入している。それだけのコストをかける以上、こうしたフォーマルな政治制度は、独裁者が権力を維持する上で重要な役割を果たすに違いないと、近年の比較政治学者はみなすようになった(Gandhi and Lust-Okar [2009] など)。しかし、独裁国家の政治制度が具体的にどのような有益であるのかというメカニズムの問題となると、先行研究は共通の見解に達しないまま、大きく4つの機能を強調する立場が併存してきた。すなわち(1)情報収集、(2)分断統治、(3)抑止シグナリング、(4)権力分有、である^(注2)。

本項では、これら4つの機能の論理を整理する。第1に、政治制度が有益な情報を伝達しているとみなす論者は、その前提として、独裁者は体制に対する一般市民の不満を正確に把握し、

各種の利益を効率的に配分して市民の不満を逸らし、また体制内エリートのうち有能な人材を昇進させようとしていると考える。その上で、党や選挙といった政治制度は、たとえば集計された与野党の得票率データなどを通じて、独裁者に市民の不満度や体制内エリートの能力、忠誠度の情報を伝達すると論じられる(Malesky and Schuler [2011], Blydes [2011], Ames [1970], Magaloni [2006] など)^(注3)。

また、独裁政党内部で行われる競争的な党内選挙も、独裁者に同様の情報を伝達する。たとえば、ケニアを支配した独裁政党「ケニア・アフリカ民族同盟」は、1969年から70年代にかけて、国会議員の選出にあたって競争的な党内予備選挙を実施しており、議員は選挙区の関心事に注意を向けるよう仕向けられていた[Barkan and Okumu 1978]。共産党による一党独裁が続くベトナムでも、中央が指名する候補者と地方が指名する候補者とが、議会選挙において極めて限定的ながら競争を行っており、地方が指名した常勤議員は、議会で政府に批判的な質疑・質問を行うことが多い[Malesky and Schuler 2010]。地方選挙も、同様の機能をもつ。地方選挙に限って競争的な選挙を実施している独裁者は、地方政治を預かる中下級政治家の間との情報の非対称性を緩和するため、選挙を利用している[Na 2012; Han]。

第2に、分断統治論をとる論者の見解を確認しよう。これらの論者にとって、議会の議席などの選挙される公職ポストとは、体制外反対派を分断する餌である。独裁者は、一部の体制外反対派に戦略的に議席を与えて、体制外反対派が一致団結して体制に挑戦することのないよう予防線を張っているとされる(Lust-Okar [2005])

など)。なお、この分断統治論は、選挙を通じた情報の収集という第1の議論と両立する。市民の支持がまったくない体制外反対派に公職ポストその他の利益を分配しても、分断統治の効果は望めないため、分断統治を行う上でも、支持者の数が多き体制外反対派を同定する必要があるからである。

他方で、第3の抑止シグナリング論、および第4の独裁政党を通じた権力分有機能を強調する議論は、前二者とは毛色が異なる。なぜならこれらの議論は、独裁者にとって最大の脅威は、市民の不満の高まりでも体制外エリートによる動員でもなく、独裁体制内エリートによる反乱や離脱だと前提しているからである。その上で、第3の抑止シグナリング論をとる論者は、選挙や独裁政党とは、独裁者が体制内エリートの離脱や反乱を事前に抑止するために、独裁者のもつ権力を体制内エリートに伝達する装置だとみなす [Magaloni 2006; Geddes 2006]。つまり、独裁者は、党を通じて市民を恒常的に動員し、決められた日時には投票所に足を運ぶよう市民に圧力をかけ、体制を熱狂的に支持しているかのように行動するよう強いることで、現政権に不満をもつ体制内エリートに対し、独裁者（と体制）が圧倒的な動員力を有することを誇示していると考えられる。独裁者の有する動員力を目のあたりにした体制内エリートは、体制内に留まることを選択する。

抑止シグナリング論の妥当性は、さまざまな事実から確認できる。まず、多くの独裁者は単純多数では飽きたらず、圧倒的な投票率と得票率をもって選挙に勝とうとする。たとえば、市民に事実上選択肢を与えないにもかかわらず、ソ連政府は各種の団体を通じて市民に圧力をか

け、99パーセントの得票率、99パーセントの投票率を達成していた [Karklins 1986]。メキシコの制度的革命党も、「選挙の際、過半数の得票では満足せず、しばしば80パーセント以上の支持率をめざした」が、これは「少しでも PRI（制度的革命党）は不滅でもないという雰囲気が広がれば、雪崩のような PRI の凋落につながるものと考えられ」ていたからであった [恒川 1985, 214]。さらに、大多数の独裁者は、体制外反対派の動員ではなく、体制内エリートによる宮廷クーデタによって権力の座を追われている [Svolik 2012] こと、選挙に圧勝できなかった独裁体制はしばしばあっけなく崩壊する [Tucker 2007; Bratton and van de Walle 1997, 74, table 2] という事実は、間接的に抑止シグナリング論の妥当性を担保している。

独裁者と体制内エリートの対立という観点をさらに推し進めると、第4の権力分有理論へと行き着く。前述の抑止シグナリング論が前提するとおり、独裁者が体制内エリートの離反や反乱を恐れているならば、当然、体制内エリートもまた、独裁者によって粛清されることを恐れているだろうと考えられる。この推論が正しければ、独裁者と体制内エリートは互いに互いを恐れるがために、その恐怖と相互不信がさらに独裁者と体制内エリートの関係を不安定化させるという悪循環に陥っていることになる。

もとより、独裁者と体制内エリート双方にとって、こうした相互不信の状況は望ましくない。安定した同盟関係を結ぶことさえできれば、独裁者と体制内エリートは互いに利益を最大化できるからである。ここで、独裁者と体制内エリートの相互不信を払拭する安全保障装置として登場するのが、独裁政党である。独裁政党は、

独裁者の恣意的な権力行使に歯止めをかけると同時に、権力闘争に敗れた体制内エリートに公職ポストを配分するなどして、体制内エリートに最低限の利益を保障する。さらにいずれ機会があれば、今の権力闘争に敗れた体制内エリートにさえ将来敗者復活の見込みがあるのだという長期的な見通しを抱かせ、独裁者に忠誠を誓わせると論じられる [Brownlee 2007; Magaloni 2008]。

2. 競争性をめぐる機能の衝突

以上4つの議論は、個々には妥当なものだと思われる。だが、少数の例外的研究を除いて [Malesky and Schuler 2011]、これらの4機能が、補完的に働き得るのか否か、先行研究は考慮してこなかった。本稿が試みるのは、まさにこの両立可能性をチェックすることである。そこで準備作業として、各機能の前提を考察しよう。まず、党や選挙が情報収集装置として機能するためには、限定的であれ、何らかの形態の競争的選挙が必要である。この点は、先行研究がすでに論じている。複数の候補者のうちから投票先を選ぶ（あるいは棄権する）自由が市民に与えられるからこそ、集計された得票率や投票率といったデータが、体制／反体制派に対する支持の強さや、体制内エリートの能力や忠誠心について、独裁者に信ぴょう性のある情報をもたらす [Magaloni and Kricheli 2010, 128]。逆に言えば、ジョバンニ・サルトーリがその先駆的な政党システム研究で指摘しているように、得票率と投票率が99パーセントに達するようなまったく非競争的な選挙は、独裁者にほとんど何の情報も伝えない [サルトーリ 2000, 401, fn. 52, 385]。競争なしの選挙が独裁者に情報を伝達しないこ

とは、1990年代のセルビアの事例から実証されている [関 2013]。他方で、独裁者が99パーセントの得票率・投票率で選挙に圧勝すれば、抑止シグナリング機能が最大化されることは、前節で確認した通りである。

したがって、マレスキーとシューラーが指摘したように [Malesky and Schuler 2011, 500]、情報収集（および分断統治）と抑止シグナリングの機能を同時に最大化することはできない。選挙に圧勝するために野党を禁止すれば、独裁者は情報を得られない。情報を得るために競争性のある選挙を行えば、選挙に圧勝するのは難しくなり、抑止シグナリング機能は掘り崩されざるを得ないからである。それどころか、野党がひとたびある程度の票を獲得すれば、その選挙結果は体制内エリートに対して、独裁体制が脆弱であるというまったく逆のシグナルを送ることになる [Geddes 2006, 18; Blayds 2011; Tucker 2007]。

さらに、競争選挙を行えば権力分有も不可能になっていく。これは、独裁政党と野党の党間競争選挙であっても、独裁政党内部での党内競争選挙であっても当てはまる。まず、後者の党内競争選挙を行った場合に何が起きるかを考えてみよう。先にみたように、党を通じた権力分有は、党の上位者が下位者に対して公職ポストを配分し、権力闘争の敗者に長期的な復活の余地を保証することで可能となる。だが、党内の下位者（市民や平黨員）が党の上位者や候補者を選抜する党内選挙を実施すれば、党上層部は下位者にポストを配分できなくなる^(注4)。党を通じた権力分有が可能となる前提が失われるのである。実際、1981年、ポーランド共産党が、体制外反体制派である「連帯」シンパをも党に

取り込んで「正統性」を回復するために、党役員を下から上へと選ぶ党内役員選挙を行ったところ、党の人事が「公明正大に選挙によって行われるようになった」ため、「旧来のノメンクラトゥラ支配は崩壊し」てしまった〔伊東1984, 117〕。党内予備選挙を1969年に導入したケニアの独裁政党「ケニア・アフリカ民族同盟」でも、党中央は下級・一般党员に対する政策上の強制力や統制力を発揮できず〔Barkan and Okumu 1978, 91〕、一部地域ではポストをめぐる党内対立が起きた〔Widner 1992, Chap. 3〕。1990年代に「ジンバブエ・アフリカ民族同盟愛国戦線」が実施した党内予備選挙にいたっては、中央と地方の対立を激化させたのみならず、独裁政党内の一部エリートによる、党規律の回復を目的にした大規模な政治暴力を呼び込むことになったといわれる〔LeBas 2006, 429-431〕。一言で言えば、党中央によるポスト配分を不可能にする党内競争選挙は、党を通じた権力分有を不可能にする。

党内選挙ではなく、党間競争すなわち独裁政党と野党の間での（限定的な）競争的選挙を行うと何が起きるか。この場合にも、ひとたび野党が勢力を拡大すれば、独裁政党上位者によるポスト配分を通じた権力分有は不可能になる。独裁政党から指名を受けずとも、本選挙で勝利すれば公職ポストを獲得できるなら、党から指名を受けられなかった体制内エリートには、党から離脱し、今、野党候補として独裁政党の候補者に挑戦するという選択肢が魅力的になるからである。首尾よく独裁政党から候補者指名を獲得した体制内エリートにしても、やはり野党候補との激しい選挙競争にさらされるという事実は、体制内エリートの離脱に拍車をかけるだ

ろう。独裁政党の上層部によって候補者に指名されようがされまいが、どのみち激しい選挙戦を戦わねばならないのなら、体制内エリートにとって独裁政党に留まる積極的な意義はなくなってしまう。その結果、体制内エリートの時間的な視野は狭まり、体制内そして与野党間での対立激化は不可避になるだろう。つまり、いったん党間競争が激化すれば、党を通じた権力分有は不可能になる。

要約しよう。政治的競争性の程度、ひいては市民に与えられる政治的選択肢の幅という観点からは、情報収集／分断統治と、抑止シグナリング／権力分有とは、トレードオフ関係にある（表1）。前二者は一般市民に政治的選択肢が存在することを前提とするが、後二者は、そうした余地を完全に否定して初めて最大限に機能するからである。

3. 歴史アプローチ

ここで、素朴な疑問に突き当たる。諸機能がトレードオフにあることは、これまでなぜ論じられてこなかったのであろうか。理由のひとつは、独裁国家の政治制度分析の多くが合理的選択制度論アプローチを採用していることに求められるだろう。ツェーレンが言うように、合理的選択制度論は制度を均衡状態として捉えるため、安定的に存在している制度だけを恣意的に分析に取り上げる傾向がある。そのため、制度のデメリット面が等閑視されやすい〔Thelen 1999, 399〕。たとえばミラン・スヴォリクの近年の研究は、スターリン、フルシチョフ、ブレジネフといったソ連の歴代指導者の統治戦略を、自身の理論の例証として挙げている。その一方、ゴルバチョフによるペレストロイカは言及すら

表1 政治制度の4つの機能とそのトレードオフ

機能	情報収集	分断統治	抑止シグナリング	権力分有
関連する制度	党／選挙／議会	選挙／議会	党／選挙	党／議会
対象	体制内外エリート、市民	体制外エリート	体制内エリート	体制内エリート
効果	市民が体制に与える支持の程度、体制内エリートの能力と忠誠などに関する情報を入手し、統治効率を改善する	体制外エリートの取り込みと分断	体制内エリートの離脱あるいは反乱を防止	主に独裁政党を通じて、体制内エリート間に利益を配分し、長期的に体制に忠誠を誓わせる
党内／党間競争選挙の実施	必要	必要	抑止シグナリングの機能停止	党内競争選挙を実施すると、独裁政党による権力分有が不可能になる 党間競争選挙を行い、野党が伸長すれば、独裁政党による権力分有が不可能になる

(出所) 筆者作成。

されない。ベレストロイカが共産党員の大量離脱を招き、ソ連崩壊の直接の原因となったことがすでに明らかにされているにもかかわらず、である [Ogushi 2008; Kalyvas 1999, 337-340]。合理的選択論の枠組みを使って、制度のデメリットやトレードオフを分析することはもちろん可能なのであるが (Cox [2008] など)、応用の際に偏りが生じやすいのもまた、事実である。

こうした偏りを回避するために、本稿は、「制度の創設・維持・崩壊という連鎖の全体を把握するような長期的研究」[スコット 1998, 235-236]、すなわち歴史アプローチを採用する [ピアソン 2010, 171]。より具体的には、党組織と選挙制度の変化に着目し、競争的な制度の採用に踏み切った独裁者の意図と、その結果から学習していく動的過程を追跡することで、独裁者が、情報収集・分断統治と、抑止シグナリング・権力分有のトレードオフに実際に直面して

いたことを示す。過去の影響を努めて除去しようとする時系列統計分析とは異なり、歴史分析はこうした制度変化の力学を捉えることを可能にしてくれるだろう。

II 事例概観・意義・資料

1. 制度的革命党の統治の頑健性とメキシコ大統領の独裁的権力の源泉

トレードオフの観点を示すために、実際の歴史分析の対象とするのは、1960～80年ごろにかけて、制度的革命党による覇権支配下にあったメキシコで試みられた、主に市町村レベルでの制度の変遷である。分析に先立ち本項では、2000年までメキシコを支配した制度的革命党による支配構造について、その通説を確認しておきたい。

周知のように、メキシコの制度的革命党は、

労働者・農民・中産階級（あるいは公務員）の3部門からなるコーポラティズム団体を組織していた。従来、このコーポラティズム団体を通じたコントロールこそが、制度的革命党の支配の鍵だと論じられてきた。他方で近年の研究は、こうしたコーポラティズム団体の意義は限定的だったとみなすようになってきている。コーポラティズム団体には、その最盛期である1970～80年においてさえ労働人口の16パーセントほどが所属したにすぎないと推定され [Langston 2012]、地域によって組織化の程度も大きく異なっており [Langston and Morgenstern 2009]、大きな統制力を発揮できたとは考えにくいからである。

近年の研究はこれに対し、制度的要素に着目してメキシコ大統領の独裁権力の源泉を説明している。こうした転換をもたらしたウェルドンの先駆的研究は、大統領が制度的革命党から出馬する公認候補者を指名する権力をもち、かつ、選出された制度的革命党の候補者が選挙に圧勝したことこそが、その支配の永続化の鍵であったと論じた [Weldon 1997]。すなわち、常に制度的革命党の候補が圧勝する以上、政治キャリアを志向する者は制度的革命党（大統領）から指名を受けるよりほかになく、このキャリア・インセンティブこそが大統領の権力の源であったという。その後のメキシコ独裁研究がウェルドンの議論に依拠していることは、容易に見て取れるだろう (Magaloni [2006] など)。

さらに、制度的革命党内部での候補者選抜メカニズムの実態も明らかになってきた。ラングストンらの研究によると、大統領は、制度的革命党・全国執行委員会の幹事長^(注5)と内務大臣に、候補者選抜の実務を委任していた (Langston [2012, 148-154] など)。党幹事長と内務大臣は

それぞれ別系統の情報収集装置を有し、候補者のスクリーニングにあたった。制度的革命党の幹事長は、地方情勢に関する情報を収集するため、各州に「全権代表 (Delegado General)」を派遣した [Langston 1999, 8]。また、候補者指名争いで敗北した体制内エリートには別の公職ポストを割り当て、党内での権力闘争を調停するのも幹事長の仕事であった。他方で、国内治安の維持と選挙管理実務を管掌する内務省には、政治社会調査局、連邦公安局といった情報収集機関が設置されており、内務大臣は特に政治社会調査局を通じて、与野党を問わず選挙に出馬する候補者の学歴・職業・経済状況・政治活動歴とイデオロギー・地元での支持基盤に関する個人ファイルを作成していた。この個人ファイルの一部は、メキシコ国家文書館の政治社会調査局アーカイブにおいて閲覧可能である。

2. 事例概観、資料的基礎および分析の意義

ウェルドンの研究を端緒とするこの新たな通説の問題点は、その説明が静的にすぎ、1960年代から1970年代にかけて、制度的革命党内の候補者指名制度と選挙制度の双方が頻繁に変更された事実を説明できない点にある。この時期、制度的革命党は連邦上下院で3分の2を超える特定多数の議席を有していた。にもかかわらず、独裁者たる大統領はまず1965年に予備選挙を通じて市町村選挙の候補者を選出することを定め、党内競争性を上昇させた。その後、1972年には再び党則が変更され、党内競争性は低下した。1977年には、「連邦政治諸団体・選挙手続き法」の制定および一連の「政治改革 (Reforma Política)」が行われ、それ以前には排除されていた中小の左派政党に各レベルの選挙に参加す

表2 メキシコにおける市町村レベルでの制度上の競争性の変化

年	党内候補者選出手続き	公式選挙制度	市町村レベルでの競争性
1960	推薦制		
1963		(連邦選挙制度改革・党議員制の導入) ¹⁾	
1965	党内予備選挙導入		党内競争性の上昇
1972	候補者選出制度の分権化	(連邦選挙制度改革) ²⁾	党内競争性の低下
1977		「連邦政治諸団体・選挙組織法」制定。連邦レベルの認可政党による地方選挙への参加が保証される。	党間競争性の上昇

(出所) 筆者作成。

(注) 1) 1963年の選挙制度改革は連邦下院選挙にかかわるものであり、直接的には市町村選挙とは関係がない。その内容については本文参照。

2) 1963年の選挙制度にマイナーな修正を加えたもの。

る権利が与えられた(党間競争性の上昇)(Molinar Horcasitas [1991] など)。ウェルドンの議論からは、表2にまとめたような制度デザインの変遷を理解できない。つまり、メキシコ政治研究の観点からも、やはり動的な制度変化過程の分析が必要なのである。

しかし、数十年も前のメキシコの経験が、比較政治学一般に意義をもつとなぜ主張できるのだろうか。これは当然の疑問であるが、実は3つの理由から当時のメキシコ政治を分析することで、一般的な知見が得られると主張できる。まず、既存の議論の追試・拡張という意義がある。現在の独裁体制の政治制度に関する議論の多くは、メキシコの経験から生み出された(Ames [1970], Magaloni [2006], 恒川 [1985], サルトーリ [2000, 389] など)。ならば、メキシコの経験を再解釈・再分析し、独裁者がトレードオフに直面していたことを立証できれば、他の独裁体制についても同様のことが言えると推論できる。次に、メキシコの場合、国内要因のみに依拠して制度変化の力学を論じることができる。近年、冷戦後の国際社会の規範の変化が、独裁

国家の採用する政治制度のデザインに影響を与えたと論じられる[Hyde 2011]。しかし、本稿が分析対象とする1960～80年は、国際社会の圧力が相対的に弱かった時期にあっている。したがって、この時期に制度変更に取り出したメキシコの事例は、純粋に国内要因のみを取り出して考察する上で貴重である。最後に、データの入手可能性という要因もある。独裁国家は概して秘密主義である。メキシコももちろん例外ではなく、基礎的データであるはずの選挙結果さえ、かつては内務省の厳重な管理下にあり、満足に利用できなかった[Klesner 1988]。だが、1990年代半ば以降、各種の資料が広く公開され、状況は大きく変わった。資料の面からも、メキシコの独裁政治の内実を研究するには、今こそが好機といえる。

本稿の資料的基礎について述べておく。まず、各種2次文献および、制度的革命党内に設置されていた「政治教育研究所(Instituto Capacitación Política)」による「党史文書資料集」(以下PRI-ICAPと略記)、および1972年から75年まで党幹事長、76年から79年まで内務大臣を務めた制度

改革のキーパーソンであるヘスス・レジエス・エロレス (Jesús Reyes Heróles) の著作集を広く利用した [Reyes Heróles 1996]。さらに、「メキシコ国家文書館 (Archivo General de la Nación: AGN)」で近年、利用可能になった内務省・「政治社会調査局 (Investigaciones Políticas y Sociales: IPS)」および「連邦公安局 (Dirección Federal de Seguridad)」の内部文書を適宜、用いた。

Ⅲ 党内競争性の上昇と低下の力学

本節では、特に市町村首長選出にあたって、制度的革命党内の候補者選出制度の変遷が分析される。具体的には、(1)1960年の市長村首長候補選出システムを概観し、(2)1965年に党内競争性を上昇させる予備選挙制度が導入されたこと、その結果として党組織が崩壊の危機を迎えたことを論じる。最後に、(3)党内予備選挙制度のもつ破壊的効果を学習した独裁者は、1972年に党内競争性を引き下げ、権力分有機能を高めるような候補者選抜制度を採用するに至ったことを確認する。

1. 1960年——推薦による市町村首長の候補者選出制度——

分析の出発点となるのは、1960年の制度的革命党・第3回党大会で採用された候補者選抜制度である。このとき、市町村レベルに限ってはあつたが、平党员により大きな発言権を与えることを目的として候補者の推薦制度が導入された。この推薦制度は、3つのプロセスから構成された。まず、一定数を超える平党员によって、市町村首長の候補者を推薦する。次に、候補者として適当かどうか、党の上級機関がその出自

やイデオロギーを調査する。最後に、各コーポラティズム団体 (セクター) から選出された代議員の集う党コーカスにおいて、最終的な候補者を指名するものとされた [PRI-ICAP 1982a, 521-522]。

推薦制が導入された第3回党大会において、当時の党幹事長コロナ・デル・ロサル (Corona del Rosal, 在任1958~64年) は、市町村レベルに限って推薦制度を導入したのは、「市町村を構成する当局の権力は、疑いなく、その日常生活においてもっとも市民が興味をもつ」[PRI-ICAP 1982a, 441] ためだと明言し、さらに選挙への不信感を以下のように表明している。すなわち、民主主義を実現した他国においても、過去には、「不適切な個人的な影響力の行使、票の買収、地方ボスによる支配、暴力、投票箱の強奪、なりすまし投票、票をめぐる紛争、票のすり替え」を根絶しなければならなかったのであつて、メキシコもまたこうした試みを根絶していく段階にあるというのである [PRI-ICAP 1982a, 435]。ロサルの発言が示唆するところは、メキシコの現状において選挙は混乱をもたらすだけである、という独裁者側の認識であろう。

2. 1965年——党内予備選挙の導入による党内競争性の上昇とその結果——

候補者の推薦制度が、どれほど実効的であつたのかは判然としない。だが、次期政権にとつては明らかに不十分なものと映つたようだ。1964年12月、ディアス・オルガス新大統領によって新たに全国執行委員会・幹事長に指名されたカルロス・マドラソは、既存の党組織運営を激しく攻撃した。就任直後の1965年2月、マドラソは「すべての指導層を、下から上へと再

編」し、各州の「不満を正確に知り、州を指導する人材の長所を知り」「避けねばならない最悪の問題が何であるかを知るため」データを収集すると述べた [Antonieta Benejam 1980, 47]。さらに北部チワワ州の州党執行部人事をめぐってチワワ州の知事と衝突したマドラソは、「党は政府ではなく、政府に追従すべきでもない」と、制度的革命党と国家機関の相互の独立を主張し、周囲に衝撃を与えた [Antonieta Benejam 1980, 37]。

そして、マドラソが招集した第4回党大会において、市町村首長に限って党内予備選挙制度が導入された [PRI 1965]。メキシコシティの毎日新聞『エクセルオール』紙ジャーナリストとのインタビューにおいて、マドラソは「党則に定められた民主主義的方法によって、党は最良の人材を見つけ出し、「各州で党員は、(指導者層の)能力、忠誠、熱意そして献身を評価する」と述べていることから、予備選挙の目的が情報収集にあったことは明らかだろう [Antonieta Benejam 1980, 62]。1965年11月までに、1151の市町村で党内予備選挙が実施された [Hernández Rodríguez 1991, 177]。だが同年11月、マドラソは大統領の支持を失い、党幹事長の職を辞した [豊田 2013]。失脚したマドラソは、新党を結成して1970年の大統領選挙に出馬する意向を示したが、1969年、飛行機事故により死亡した。

党内予備選挙の実態については、これまでほとんど知られていなかったが [Hernández Rodríguez 1991, 150; Pozas Horcasitas 2008, 70 fn. 34]、内務省・政治社会調査局のアーカイブより、党内予備選挙のもたらした混乱の一端を知ることができる。予備選の候補者は、有権者に飲食を提供し、対立相手の立候補を妨害し、有形無形

の圧力を行使したことから、逆説的ながら党内予備選挙に実質的な競争性があったことがうかがえる [AGN, IPS, Caja 1284, f. 208]。

予備選挙は、実際に激戦であった。たとえば、実験ベースで行われた北部バハカリフォルニア州予備選挙においては (表3a 参照)、いずれの候補者も得票の4割も獲得できなかった。また、ドゥランゴ州ゴメス・パラシオの予備選挙では、1位候補5449票、2位候補5259票、3位候補は5247票という大接戦となり、候補者が襲撃される事件が発生した [AGN, IPS, Caja 1287, f. 483, f. 486]。

表3b に示したチワワ州予備選の結果も、同じ傾向を示している。記録の存在するチワワ州44市町村において、1位候補の平均得票率は56パーセントであり、1位候補と2位候補の得票率の差の平均は22パーセントにすぎない。さらに、チワワ州ファレスの予備選挙実施にあたって、1965年3月31日付の政治社会調査局のエージェントは、党内予備選挙は「制度的革命党の、(引用者注：コーポラティズム団体)セクターへの分裂を引き起こし、結果として党の弱体化をもたらし、野党を利することになるだろう」 [AGN, IPS, Caja 1284, fs. 225-226] と、党分裂を懸念する報告書を作成している。実際、この懸念を立証するような表が、政治社会調査局作成のアーカイブから見つかった (表4 参照)。予備選挙を経て実施された本選挙後に作成されたこの表は、チワワ州内19市町村の制度的革命党候補の得票について、終わったばかりの65年の予備選挙と本選挙の得票数を、1962年と1964年の本選挙のそれと比較している。時系列的に票の動きを読むことが、表が作成された動機だったと思われる。政治社会調査局の懸念通り、

表3 バハ・カリフォルニア州とチワワ州における党内選挙の結果

a バハ・カリフォルニア州予備選挙の結果

市町村	1位	2位	3位	その他候補総得票	総投票数	1位得票率	接戦率
エンセナーダ	3,539	3,453	2,749		9,741	0.363%	0.009%
メヒカリ	10,044	4,609	2,468	9,735	26,856	0.374%	0.202%
テカテ	773	557	318	543	2,191	0.353%	0.099%
ティファナ	5,514	3,918	3,324	6,875	19,631	0.281%	0.081%

b チワワ州予備選挙の結果（48市町村）

総得票	1位候補総得票	1位候補平均得票率			接戦率 = 1位候補得票率と2位候補得票率の差		
		平均	最大	最小	平均	最大	最小
160,327	69,026	55.6%	100.0%	23.3%	21.1%	100.0%	0.5%

(出所) バハ・カリフォルニア州については AGN, IPS [Caja 1282, fs. 45-8, 343.], チワワ州については AGN, IPS [Caja 1284, fs. 177-187] に基づき、筆者作成。

1962・64年と比較して、党内予備選挙後の1965年本選挙において、制度的革命党の候補者の得票が低下したことが見て取れる。予備選挙の結果として地方の党組織が分裂し、敗北した候補者が、本選挙に向けて自身の支持者を動員しなかった結果だとみられる。なお、表中の複数の市町村名の横に、鉛筆書きでチェックされていた(表4のうち注1が付いている市町村)。このチェックはどうか、党内予備選挙と比較して本選挙の得票が増加した市町村に付けられたものようである。チェックされた一部の市町村(サン・フランシスコ・デル・オロヤメオキ、パラルなど)については、政治社会調査局の別の報告書は「(本選挙の)投票率が95パーセント以上」になっており、「馬鹿げており、この選挙結果は水増しされている」と報告していた[AGN, IPS, Caja 1284, fs. 245-6, f. 291]。選挙結果の信ぴょう性について、政治社会調査局のエージェント自身が疑問を呈しているわけであって、

興味深い。

予備選挙のもたらした混乱をもっともよく伝えるのは、南部貧困州オアハカでの事態の推移であろう。オアハカ州では、65年10月に予備選挙、12月に本選挙が実施されたが、本選挙の当選者が暗殺されるなど、政治情勢が緊迫化したため[AGN, IPS, Caja 1300, fs. 322-324, fs. 327-329, f. 342], 複数の市町村に軍が派遣された[AGN, IPS, Caja 1300, f. 335]。またオアハカ州南部テワンテペク地峡のフチタンでは、予備選挙を契機にコミュニティ内に発生した対立は、20年以上も水面下で継続した[Rubin 1997, 74-77]。

事態が混乱したため、1966年5月6日、オアハカ州の一部市町村で再選挙が行われた。オアハカ州知事はこのとき、国内治安を預かる内務大臣ルイス・エチェベリア(エチェベリアは次期大統領である)に宛てて、二度と予備選挙を実施するべきではないと進言する、長い電報を送っている。知事によれば、党内選挙において

表4 チワワ州・1962, 64, 65年選挙と65年予備選挙の得票比較 (19自治体)

自治体名	党内選挙	1965年／本選挙		1962年	1964年
	総票数	PRI ²⁾	PAN ³⁾	PRI	PRI
アルダマ	1,214	584	716	1,449	1,230
カマルゴ	3,316	1,963	809	4,796	3,244
カサス・グランデス	1,847	1,004	248	981	1,392
クアウテモック	6,131	2,049	985	2,521	3,185
チワワ	22,048	15,369	4,046	16,188	29,456
デリシアス	4,724	4,030	225	5,781	6,468
ゲレロ	3,251	1,863	626	3,329	3,606
シュダー・フアレス ¹⁾	58,232	63,598	255	50,762	66,491
ヌエボ・カサス・グランデス	3,480	1,400	538	1,859	2,429
オヒンガ	2,772	1,767	718	1,901	2,065
マデラ ¹⁾	2,777	3,934	178	4,118	3,915
イダルゴ・デル・パラル	8,398	6,161	1,504	8,280	11,275
メオキ ¹⁾	3,811	4,728	0	4,322	2,356
ヒメネス	2,832	1,963	1,554	2,175	3,247
サウシーヨ ¹⁾	1,305	4,365	0	2,463	2,654
サンタ・バーバラ ¹⁾	1,714	1,961	1,236	3,358	4,091
サン・フランシスコ・デル・オロ ¹⁾	1,744	3,385	422	2,742	2,861
ヴァジェ・デ・アジェンデ ¹⁾	1,214	1,224	0	2,240	2,200
ヴィジャ・アウマダ	2,302	918	391	1,252	1,060

(出所) AGN, IPS [Caja 1284, fs. 291-292] に基づき、筆者作成。

(注) 1) 予備選挙に比べて本選挙で得票数が増加した市町村について、鉛筆書きでのチェックが入っていた。なお、このうちいくつかの市町村については、別の報告書にて票の水増しが起きているとする政治社会調査局の報告書が見つかった。本文参照。

2) 制度的革命党のこと。

3) 国民行動党のこと。

「あるグループが、別のグループに対して相対多数で勝利したと認識した場合、敗者たちは同盟を結んで、(引用注：本選挙において、予備選挙の) 勝者側に挑戦」するため、党が分裂の憂き目を見ているという。州知事は、1965年11月のカルロス・マドラソ辞任後、幹事長代理を務めるラウロ・オルテガが率いる制度的革命党・全国執行委員会が直面するのはこの問題であると述べた上で、こうした「事態を避ける唯一の方法は、候補者に自由な出馬を許さず、各(引用注：コーポラティズム組織である) セクタートップに、コントロールさせ続けることだろ

う」として、統制にあたって具体的な術策をいくつも提案している [AGN, IPS, Caja 1300, fs. 356-360]。実際、予備選挙制度は死文化しつつあった。1966年10月15日付の、イダルゴ州の政治社会調査局のエージェントによる報告は、候補者調整が首尾よく行われたために対立が発生しなかったと述べている [AGN, IPS, Caja 1278, f. 364]。

だが、幹事長代理ラウロ・オルテガ(在任1965～68年)の下、党は各地で崩壊していった。1967年ソノラ州知事選挙、1968年のパハカリフォルニア州議会・市町村選挙、1969年のユカ

タン州知事選挙では、党内での候補者調整に失敗し、地元の有力政治家が制度的革命党を割って野党・国民行動党から選挙に出馬した。独裁体制上層部には、地方支配の要である州知事職を野党（あるいは制度的革命党内の権力闘争の敗者）に譲り渡す意図はなかったとみえ、選挙不正と選挙暴力が吹き荒れ、制度的革命党の公認候補者が勝利した [Mabry 1973, 79-84]。それでも、1960年代後半には、野党・国民行動党が各地の市町村選挙で躍進した。1968年には、国民行動党は10の市町村で勝利している。68年以降、独裁者は締め付けを強化したため、国民行動党が次に2ケタを超す市町村で勝利するには1982年を待たねばならない [Mizrahi 2003, 63 table 3. 2, 81, table 4.2]。

党組織の崩壊を受け、1968年に招集された第5回党大会でオルテガは幹事長代理の職を辞した。辞任にあたり、党の結束が深刻に脅かされたため党の統一を保つよう努力してきたこと、党内の結束は、革命の結束の必要不可欠な条件であること、革命勢力の結束なしには国内の結束はなく、国内の結束なくして政治的安定はないと率直に述べている [PRI-ICAP 1982b, 655]。

だが、オルテガの辞任によってただちに候補者選出制度が安定したわけではない。第5回党大会で幹事長に就任したアルフォンソ・マルティネス・ドミンゲス（在任1968～70年）は、州知事候補の選出にあたって、各地方の利益団体への意見聴取や一般党员への世論調査を試みていた [González and Lomeli Vanegas 2000, 392-3]。その後を襲って1970年に党幹事長となったサンチェス・ヴィテは、1972年に解任されている。

一連の事態の推移から、情報収集を目的として導入された党内予備選挙制度は、抑止シグナ

リング機能および党を通じた権力分有機能を損なったと結論付けられるだろう。

3. 1972年——ヘスス・レジェス・エロレス 幹事長の下での党内競争性の再度の低下——

1972年、かねて党のプレーンの立場にあったヘスス・レジェス・エロレスが党幹事長に就任した。このレジェス・エロレスが招集した第7回党大会で採用された候補者選出制度によって、党内の候補者の選抜制度は一応の安定をみる。このとき導入された制度の特色は、その分権性と柔軟性にある。新制度は、地方レベルの候補者選出にあたって全国一律での候補者選出制度を採用することを放棄し、各州の党組織に大きな権限を委譲していた。具体的には、市町村候補者の選出にあたっての党コアカスの構成や、代議員選出手続き、各コーポラティズム団体への代議員の配分など、候補者を選出する上で決定的な重要性をもつ「公認候補者公募要綱 (convocatoria)」の作成を、州執行委員会に委任したのである。党中央（全国執行委員会）は、州執行委員会が作成した候補者公募要綱に承認を与えることで、間接的に候補者選出過程を統制することになった [PRI 1972, Titulo Tercero]。その規定のあいまいさから、全国執行委員会と州執行委員会のいずれが実質的な権力を掌握したのは不明確であるが（おそらく地域、時期によって異なったであろう）、州の党組織ひいては州知事の権限が拡大したことは間違いないだろう。

このような制度を採用した理由について、外国特派員との会見において党幹事長時代のレジェス・エロレスは興味深い説明を行っている。

記者から、1965年のマドラソ改革について質問を受けたレジェス・エロレスは、マドラソの試みが挫折したのは、予備選挙と本選挙という、2度、選挙を行うことになるような制度を採用したためであると答えた。重ねてその発言の真意を問うた記者に対し、レジェス・エロレスは「党の幹事長には、ある程度まで調整者となり、諸利益間の闘争を和らげる義務があります。そして（党幹事長は）諸利益の対立と正面から衝突しないようにする義務があるのです」と述べたのである [Reyes Heróles 1996, 304-305]。この発言は、独裁者には中下級政治家との間で権力を分有する義務があることを認めたものといえる。

もちろん、新制度の下でも、市町村レベルでの党の分裂が完全になくなったわけではない。1973年8月、グアナフアト州で市町村候補が発表されると動揺が広がったし [AGN, IPS, Caja 1488B, f. 249]、75年にはコアウイラ州サピナスで、選挙関連の対立が発生した [AGN, IPS, Caja 1483A, fs. 313-315]。だがこの時期の分裂は、あくまでも市町村レベルに留まったことを、1974年1月の「全国統制協議会 (Consejo Nacional Reglamentario)」の席上で、レジェス・エロレスは強調した。さらに同じ場で、レジェス・エロレスは党員の離党を容認する意向も明らかにしている。なぜなら、党中央が離党者にあまりにも過酷な処罰を行うならば、「一方的な政治的迫害」、体制内での「(告発 (denuncia) を助長) する」というのである [PRI-ICAP 1984, 366]。

IV 党間競争性の上昇

——1977年の政治改革とその帰結——

1976年7月、6年に1度の大統領選挙が行われた。野党・国民行動党は、内部の路線対立から候補者を擁立できず、大統領選挙は無競争のまま、制度的革命党の候補者ロペス・ポルティーヨの圧勝に終わった。メキシコが、一党独裁体制にもっとも接近した瞬間であった。新大統領ロペス・ポルティーヨはここで、前政権ルイス・エチェベリア政権末期の1975年に党幹事長を罷免されたレジェス・エロレスを、内務大臣に起用する。こうして、今度は内務大臣となったレジェス・エロレスの下で、党間競争性を高める「連邦政治諸団体・選挙手続き法」、および一連の「政治改革」が開始されるのである。本節は4つの項に分かれている。まず、(1)メキシコの独裁者層が、党間競争をどのように捉えていたかをみたら、(2)1977年の「連邦政治諸団体・選挙手続き法」制定の経緯とその内実を考察する。続いて、(3)改革に対する野党側の反応を紹介し、(4)最後に、一連の改革に対して制度的革命党内部からも反発があったことを確認し、改革前後での選挙結果を比較する。データから、競争的な選挙を実施したことで、抑止シグナリング能力が低下したこと、ひいては権力分有が困難になっていったことがわかるだろう。

1. 1977年以前の党間競争制度——意図と誤算——

改革のインパクトを考察する前に、1977年以前のメキシコにおける党間競争性のあり方につ

いて確認しておきたい。1963年まで、メキシコ連邦下院議会選挙は純粋な小選挙区制であり、制度的革命党が圧勝していた。たとえば1961年の中間選挙では、下院の96.6パーセントの議席を制度的革命党が独占していた。1963年に「党議員」の導入を柱とする選挙制度改革が行われ、議会での野党議員の割合は、一定程度まで上昇した。党議員制とは、小選挙区で勝利しなくとも、全体で2.5パーセント以上の得票を獲得した公認野党に対し、20議席を限度に、得票0.5パーセントごとに1議席を与えるものである。その目的が、制度的革命党の支配を保証しつつも、公認野党勢力に議席（と特権）を与えることにあったのは明白であろう。

その一方で、与野党間の競争は、政府と制度的革命党を強化するものであるという公式見解を、独裁者が繰り返していたことは特筆に値する。内務大臣として1963年の選挙制度をデザインしたディアス・オルダスは、大統領就任後の1965年9月の演説で「多数政党（引用者注：制度的革命党）が統治の義務と責任を負っているとすれば、少数政党は、公務員・官僚の汚職、権力の濫用、怠慢や誤りを知らしめ批判して、統治の手助けをする権利そして義務を負っている」[Díaz Ordaz 1965]と論じているし、歴代の党幹事長も同様の趣旨の発言を繰り返していた。コ罗纳・デル・ロサルは、1963年の制度改革の狙いは「議会で我々をよく代表するように、よりよい我々の人材を選抜することである」と述べ [PRI-ICAP 1982a, 693]、カルロス・マドラソも「ロベス・マテオス政権で行われた（……）（引用者注：1963年の）選挙制度改革は、憲法上、野党を強化するのに役立つだけでなく、我々の党をも強化する」と演説した [PRI-ICAP

1982b, 419]。

こうした姿勢は、党幹事長時代のレジエス・エロレスにも引き継がれている。1973年、連邦下院議会選挙のキャンペーン中に、レジエス・エロレスは、「よりよい民主主義は、多数政党内部と野党の改善をともに必要とする」「メキシコの民主主義のあり方を改善するうえでは、何がしかは、野党にもかかっている」。野党は、「（政府を）助けるために抵抗する」と述べている。

だが、同時にレジエス・エロレスは既存の最大野党、特に国民行動党のあり方に批判的だった。国民行動党には、「ただの機会主義 (oportunismo)、機会主義に次ぐ機会主義、超・機会主義」の思想しかないというのである [Reyes Heróles 1996, 61]。野党批判の立場は、1975年7月、レジエス・エロレスと大統領警護隊との発言でより率直に表明されている（エロレス資料集において初公開）。「野党は選挙を活性化させる」のに役立つが、「我々は、野党をもたない。（……）野党に補助を与えようか？ 野党を人工的につくりあげようか？ これはもう試したが、機能しない」。野党とは「それ自身において、野党に所属する人間の能力において、生まれてくるものでなければならない」 [Reyes Heróles 1996, 173]。1977年8月、内務大臣として制度改革に従事していたレジエス・エロレスは、議会で公式にこの立場を表明している。「政党を、法律によってはつくりだすことはできない。政党とは、自ら生まれてくるものだ」 [AGN, Dirección Federal de Seguridad, Jesús Reyes Heróles, IPS 7, fs. 242-3]。この発言は、独裁者には野党を人工的に養成することはできないこと、野党が独裁者に情報上の利益を与える

上では、真に独立した野党が必要であるとレジェス・エロレスが認識していたことを示唆している。

2. 内務大臣レジェス・エロレスによる1977年の政治改革

1977年4月1日、ゲレロ州都チルパンシンゴにおいて、内務大臣レジェス・エロレスは「政治改革 (reforma política)」に乗り出す意向を明らかにした。大多数の人々にとって、これは青天の霹靂であったが [Klesner 1988, 288], 制度的革命党を含む諸政党と政治団体、有識者の参加する公聴会が直ちに実施され、77年12月には「連邦政治諸団体・選挙手続き法 (Ley Federal de Organizaciones Políticas y Procedimientos Electorales)」の制定に至った。

連邦政治諸団体・選挙手続き法が制定された理由について、近年の比較政治学者は、独裁者／体制内エリート側が一方向的に利益を得るものだと論じてきた。制度改革は、独裁者が体制の支持の程度を知り、左派勢力をフォーマルな政治プロセスに取り込み、さらに野党勢力を分断する目的で行われたとしてきたのである [Eisenstadt 2004, 35-37; Magaloni 2006, 25]。だが、改革は体制内エリートにとって不利益をもたらすような規定も多く含んでいた。

政治改革は、主に、以下の6点から成る。すなわち、(1)左派政治犯の釈放と政党認可要件の緩和、(2)メキシコ型・小選挙区比例代表制並立制の採用、(3)野党のメディアへのアクセスを保証、(4)人口3万を超える市町村の市参事会(市議会)ポストを、比例代表制によって分配、(5)公式に認可された政党に地方選挙への参加権を保証、(6)有権者名簿作成プロセスの改善、であ

る。最初の2点は、確かに野党勢力を分断する意図と効果をもつものであっただろうが、(3)から(6)は、体制内エリートにとっては不利である。そこで、次の第3項では、改革の最初の2点に対する野党側の反応を、第4項でそれ以外の点に対する与党・制度的革命党の反応をみることにする。

3. 野党に対する政治改革の意図と効果

(1)左派政治犯の釈放と政党認可要件の緩和、(2)メキシコ型・小選挙区比例代表制並立制の導入は、確かに、野党の分断効果をもっただろう。これは、その制度の詳細を検討すれば明らかである。まず、(1)は、左派勢力が、公式な制度プロセスに参加するのを容易にするものであった。特に、政党認可要件の変化が重要である。改革により、「条件付き認可」政党というステータスが新設された。これは、一定の期間、継続して活動している政治団体に、暫定的ながら連邦選挙に参加することを許すものである。さらに、条件付き認可政党として参加した連邦選挙で1.5パーセントの得票率を達成すれば、公式認可政党に昇格できるようになった。従来の制度では、認可政党のステータスを獲得するのが極めて難しかったことに鑑みれば、新政党の参入が格段に容易になったといえる。

逆に言えば、従来から公式認可政党のステータスを保持していた最大野党・国民行動党にとって、この変更は意味がなかった。それどころか、不利益をもたらすものだったとさえいえる。なぜなら、連邦選挙に参加しない政党はただちに公式認可政党としての資格を失うことになったからである。この規定が、1976年の大統領選挙に候補者を擁立しなかった国民行動党に

対するペナルティだったということは十分にありうる。公式認可政党というステータスは、選挙管理を司る「連邦選挙委員会」での投票権（条件付き認可政党にはオブザーバー権のみ）、地方選挙への参加権利を保証するもの（後述）であったから、国民行動党は公式認可政党ステータスを失うわけにはいかなかったであろう。実際、改革後、国民行動党の内部に存在した「選挙ボイコット派」は勢力を失った [Loaeza 1999, 319; Klesner 1988]。

また、(2)のメキシコ型・小選挙区比例代表並立制は、左派政党が議会にアクセスするのを容易にする一方で、最大野党・国民行動党に不利益をもたらすと予想された。比例代表枠の100議席は、メキシコ全土を複数の比例区に分割した上で、野党にのみ配分されるものであり、また、各比例区に対応する小選挙区の3分の1以上で候補者を擁立しなければ、比例議席の割り当て対象にならなかったからである。つまり、複数の小選挙区で候補者を擁立し、野党間で競争しなければ、比例代表枠の議席の配分に与ることができなかつたのである。

国民行動党からすれば、選挙ボイコット戦術を封じられ、唯一の実効的野党という立場を喪失し、さらに左派政党との競争を強いられたわけであり、旧制度に比べて不利益が多かつた。この点をももちろん国民行動党は理解していた。1978年2月、国民行動党の幹事長に就任したアベル・ビセンシオ・トバル (Abel Vicencio Tovar) は、改革の狙いは、間接的に国民行動党を支配することであると認めた。だが同時に、次のように論じて新しいゲームのルールに従うべきだとも主張したのは、特筆に値する。すなわち「政府自身に明らかに利するような特定の制度

を作り出しつつ、(引用者注：そこから生じる)不都合な2次効果を避けるのは(……)不可能である」 [Loaeza 1999, 322-323]。歴史の後知恵を借りて言えば、改革は国民行動党に有利に働いた。旧制度下の1976年連邦議会選挙での国民行動党の得票は135万票余りであったが、新制度の下で行われた1979年の連邦議会選挙では148万票、経済危機のさなかの1982年選挙では363万票を獲得し、大躍進を果たしたからである。

4. 与党に対する政治改革の意図と効果

改革は、制度的革命党にも不利益をもたらした。本節第2項の末尾でみた一連の規定、すなわち(3)野党のメディアへのアクセスを保証、(4)人口3万を超える市町村の市議会ポストを、比例代表制によって分配、(5)公式認可政党に、地方選挙へ参加する権利を保証、(6)有権者名簿作成プロセスの改善といった改革は、実際に選挙を戦わねばならない体制内エリートにとって、大きな不利益をもたらしたに違いないのである。実際、地方の制度的革命党組織に対し、野党を通じて圧力をかけることこそが改革の狙いであるという観測は当時から流布していた(独立系新聞『ウノ・マス・ウノ (Unomásuno)』1977年12月12日) [Klesner 1988, 283]。

改革に対して、政府と党が異なる対応を示したという事実は、この見方を裏付ける。選挙競争に直接、さらされることのない経済担当省庁の閣僚(国有財産省大臣や通信交通省大臣)や内務省の官僚、制度的革命党のシンクタンク「政治経済社会研究所」の所長らは改革に賛成であったが [Klesner 1988, 280-1; Middlebrook 1986, 134]、当時の党幹事長サンソレス・ペレス(在

任1976～79年)をはじめ、州知事以下の地方エリートや [Middlebrook 1986, 132-4], コーポラティズム組織「全国労働総同盟」は、改革に反対の立場を表明した。内務官僚に対する匿名インタビューによれば、改革は党の自殺を意味すると幹事長サンソレス・ペレスは考えていたという [Klesner 1988, 282-3]。このインタビューは、1980年代、制度的革命党がまだ盤石に見える時代に行われたことに注意すべきである。

改革のインパクトがいかに大きかったかは、連邦政治諸団体・選挙手続き法(1977年12月制定)の制定前後での市町村選挙の結果を比較することで直ちに明らかになる。表5に、新選挙法の制定前後での、(1)制度的革命党と国民行動党の総獲得票数および(2)総投票数と(3)総選挙人名簿登録者数、さらに(4)投票率、(5)総投票数に占める制度的革命党の得票数および(6)選挙人名簿登録者に占める制度的革命党の得票率(絶対得票率)を示した。また、改革後の制度的革命党の総得票数を、改革前の総得票数で除したグラフを図1に示した。メキシコでは3年ごとに市町村選挙が実施されるが、州ごとに周期は異なるため、76年～79年、77年～80年、78年～81年の3波に分けて結果を示している(紙幅の関係からメキシコ共産党など中小の左派勢力の票は示していない)。第3波の諸州について、1975～78年ではなく1978～1981年を比較したのは、1975年選挙のデータは不備が多かったためである。新選挙法制定の直後の1978年の選挙と1981年との比較は、新選挙法がもたらした時系列的な変化をみる上では妥当だと思われる。なお、ゲレロ州をはじめとして有権者登録者数のデータが欠損している州もあるが、その理由は不明である。

表5および図1から、データが利用可能な25州のうち5州を除き、制度的革命党の総得票数が大きく低下していること、特にゲレロ、ハリスコ、タバスコ州などではほとんど半減したことがわかる。制度的革命党の得票率自体は大きく低下していないが、選挙人名簿登録者数に占める制度的革命党の得票率は下落している。つまり、投票率が大きく下落したのである。選挙が抑止シグナリング機能を果たす上では、圧倒的な得票率と得票率によって選挙に勝利することが必要だが [Geddes 2006, 18], 新選挙法によって制度的革命党の動員能力が低下したことがわかる。実際これ以降、制度的革命党の支配はわずかずつ崩されていく。

党間競争性が高まった市町村では、党を通じた権力分有も機能しなくなった。たとえば、複数の市町村で野党が大きく伸びた1978年のコアウイラ州、特にモンクロバの事例を挙げることができる。モンクロバでは、国民行動党は1万1308票、制度的革命党は1万104票を獲得し僅差で国民行動党が勝利した。だが、選挙結果の判定をめぐり、制度的革命党中央が難しい立場に立たされていたことが、政治社会調査局のメモからわかる。1978年12月11日付「制度的革命党・全国執行委員会によるモンクロバ、トレオン、ムスキスの事例解決の選択肢」と題されたそのメモは、モンクロバの選挙結果について、選挙を無効として暫定市長を任命するか、制度的革命党の勝利としつつ候補者に辞退させるか、あるいは国民行動党の勝利を認めるか、制度的革命党の執行部が複数の選択肢を考慮していることを報告している [AGN, IPS, Caja 1483D, fs314-315]。結局、モンクロバでは国民行動党の勝利が認められたが、不満をもった地元の制

表5 制度改革前後の市町村選挙の結果

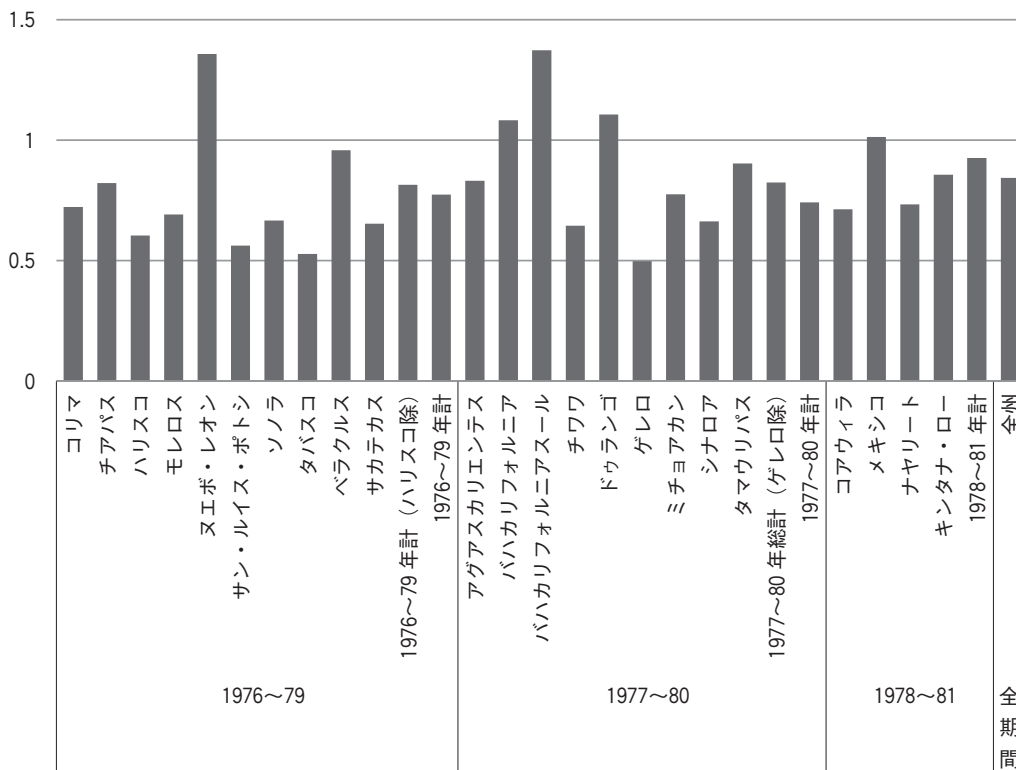
州	年	制度的 革命党	国民 行動党	総投票数	選挙人名 簿登録数	投票率(総投 票数/選挙人 名簿登録数)	制度的革命 党得票/総 投票数	制度的革命党 得票/選挙人 名簿登録者
コリマ	1976	68,316	100	69,721	153,600	0.454	0.980	0.445
	1979	49,345	1,289	51,314	138,781	0.370	0.962	0.356
チアパス	1976	454,969	3,769	465,424	781,824	0.595	0.978	0.582
	1979	373,931	7,754	391,005	806,439	0.485	0.956	0.464
ハリスコ	1976	730,437	0	1,769,922	N.A	NA	0.413	NA
	1979	441,379	115,735	1,298,769	N.A	NA	0.340	NA
モレロス	1976	192,448	3,611	204,195	338,170	0.604	0.942	0.569
	1979	133,079	3,337	169,663	393,444	0.431	0.784	0.338
ヌエボ・レオン	1976	304,406	97,876	412,273	710,302	0.580	0.738	0.429
	1979	413,348	66,329	522,113	973,643	0.536	0.792	0.425
サン・ルイス・ポトシ	1976	383,560	0	384,952	682,551	0.564	0.996	0.562
	1979	215,766	1,276	232,606	634,834	0.366	0.928	0.340
ソノラ	1976	261,063	7,675	279,002	672,246	0.415	0.936	0.388
	1979	173,993	34,486	214,729	744,972	0.288	0.810	0.234
タバスコ	1976	284,167	0	284,167	397,405	0.715	1.000	0.715
	1979	149,790	4,638	165,079	409,187	0.403	0.907	0.366
ベラクルス	1976	830,571	10,169	996,189	1,775,140	0.561	0.834	0.468
	1979	796,104	5,129	893,425	2,137,788	0.418	0.891	0.372
サカテカス	1976	263,073	0	264,897	484,987	0.546	0.993	0.542
	1979	171,663	1,177	180,085	450,460	0.400	0.953	0.381
1976~79年計 (ハリスコ除)	1976	3,042,573	123,200	3,360,820	5,996,225	0.560	0.905	0.507
	1979	2,477,019	125,415	2,820,019	6,689,548	0.422	0.878	0.370
1976~79年計	1976	3,773,010	123,200	5,130,742	NA	NA	0.735	NA
	1979	2,918,398	241,150	4,118,788	NA	NA	0.709	NA
アグアスカリ エンテス	1977	98,428	325	98,849	213,979	0.462	0.996	0.460
	1980	81,807	8,573	97,963	190,053	0.515	0.835	0.430
バハ・カリフ オルニア	1977	173,091	92,745	310,016	548,571	0.565	0.558	0.316
	1980	187,429	84,421	308,239	611,683	0.504	0.608	0.306
バハ・カリフォ ルニア・スール	1977	33,871	0	38,348	85,351	0.449	0.883	0.397
	1980	46,523	0	53,169	100,811	0.527	0.875	0.461

州	年	制度的 革命党	国民 行動党	総投票数	選挙人名 簿登録数	投票率(総投 票数/選挙人 名簿登録数)	制度的革命 党得票/総 投票数	制度的革命党 得票/選挙人 名簿登録者
チワワ	1977	375,433	22,026	443,012	956,604	0.463	0.847	0.392
	1980	242,057	48,375	314,614	871,624	0.361	0.769	0.278
ドゥランゴ	1977	173,708	2,603	183,133	522,821	0.350	0.949	0.332
	1980	192,197	13,950	219,334	490,797	0.447	0.876	0.392
ゲレロ	1977	650,834	2,795	657,377	1,003,446	0.655	0.990	0.649
	1980	324,036	6,040	362,162	NA	NA	0.895	NA
ミチョアカン	1977	520,898	12,851	540,698	1,225,320	0.441	0.963	0.425
	1980	403,760	1,490	426,402	1,106,394	0.385	0.947	0.365
シナロア	1977	261,595	2,160	270,593	669,861	0.404	0.967	0.391
	1980	173,285	28,432	221,885	685,682	0.324	0.781	0.253
タマウリパス	1977	289,822	825	381,654	920,470	0.415	0.759	0.315
	1980	261,633	2,382	335,030	832,719	0.402	0.781	0.314
1977~80年総 計(ゲレロ除)	1977	1,926,846	133,535	2,266,303	5,142,977	0.441	0.850	0.375
	1980	1,588,691	187,623	1,976,636	4,889,763	0.404	0.804	0.325
1977~80年計	1977	2,577,680	136,330	2,923,680	6,146,423	0.476	0.882	0.419
	1980	1,912,727	193,663	2,338,798	NA	NA	0.818	NA
コアウイラ	1978	279,236	33,119	336,489	627,455	0.536	0.830	0.445
	1981	199,126	40,461	250,612	749,174	0.335	0.795	0.266
メキシコ	1978	1,034,882	87,207	1,424,730	2,086,671	0.683	0.726	0.496
	1981	1,047,956	83,566	1,190,812	2,395,985	0.497	0.880	0.437
ナヤリート	1978	137,940	0	145,797	304,998	0.478	0.946	0.452
	1981	101,162	0	126,684	268,840	0.471	0.799	0.376
キンタナ・ ロー	1978	55,736	0	57,281	68,329	0.838	0.973	0.816
	1981	47,724	20	50,813	83,127	0.611	0.939	0.574
1978~81年計	1978	1,507,794	120,326	1,964,297	3,087,453	0.636	0.768	0.488
	1981	1,395,968	124,047	1,618,921	3,497,126	0.463	0.862	0.399
総計	改革前	6,477,213	377,061	7,591,420	14,226,655	0.534	0.853	0.455
	改革後	5,461,678	437,085	6,415,576	15,076,437	0.426	0.851	0.362

(出所) Banamex [2001].

(注) カンペチエ州・グアナフアト州・ケレタロ州については1976年選挙結果データが、オアハカ州、プエブラ州については1977年の選挙結果データが、イダルゴ州、ユカタン州については、1978年選挙結果データがないため示していない。

図1 制度改革前後での制度的革命党の得票変化（改革後の得票数／改革前の得票数）



(出所) 表5より筆者作成。

制的革命党の支持者がその後、市庁舎を占拠する事態に発展している [AGN, IPS, Caja 1483D, f. 299-301]。

同様の事例が、各地で報告されている。1965～66年にも紛争が発生したオアハカ州フチタンでは、1980年、地元の政治勢力「地峡地帯学生労農連合 (COCEI)」が、新たに認可されたメキシコ共産党と連携して選挙を戦い、全国的な選挙不正の告発キャンペーンを行うなどして、得票率51パーセントで選挙に勝利した。権力を握った COCEI 側支持者は、政府所有地の占有問題や地元市場での場所争いをめぐり、フチタンの制度的革命党の支持者と激しく対立した。フチタンの制度的革命党支持者は「フチタン住

民権利擁護委員会」を組織して COCEI に対抗し、両者による暴力的衝突、さらには軍による介入を招いた [Rubin 1997, 163-179]。メキシコ最南部のチアパス州シタラでも、この時期に深刻な対立が発生した。シタラの制度的革命党は従来、得票率100パーセントで勝利を重ねていたが、改革後の1979年の市町村選挙においてボス支配を批判して土地の占拠を先導した左派政党「社会主義労働者党」(Partido Socialist Trabajadores) が3割の得票を獲得した。だが翌1980年、詳細は不明ながら、軍と現地の地主層によるとされる土地占拠農民の弾圧事件が起こり(「ゴロンチャンの虐殺」)、社会主義労働者党を支持していた農民は、大挙して制度的革命党

表6 メキシコにおける集合的動員件数（政治・民主主義とそれ以外）

出典	Wada [2003, 335, Table 6-3]				Foweraker and Landman [1997, 150, Table 5.4. 67, fn. 24]				Rubio [1987, 65, Cuadro I]					
	非選挙関連動員数 ¹⁾		選挙関連動員数 ¹⁾		政治的 ³⁾	物質的 ³⁾	経済的 ³⁾	市民的 ³⁾	民主主義	土地紛争				
年	政府系 ²⁾	独立系 ²⁾	政府系 ²⁾	独立系 ²⁾										
1964	8		0		31%	77%	37%	8%	NA					
1967	46		0											
1970	10		2											
1973	30		3											
1976	41		1											
1977	NA				89%	73%	80%	55%	24	129				
1978	NA												32	112
1979	51	32	10	1									91	117
1980	NA												107	127
1981	NA												101	154
1982	161	82	8	13					169	227				

(出所) Wada [2003], Foweraker and Landman [1997], Rubio [1987] に基づき筆者作成。

(注) 1) ここで動員とされているものは、“Disruptive public Collective Action” と定義される出来事を新聞報道によりカウントしたものである。その定義は、(1)政府外の10人以上の人間によって、(2)一般人がアクセス可能な場所において、(3)もし実現されれば、集合行動の対象の利益にかかわるような要求を、(4)集合行動に参加したメンバー以外の少なくとも1人に対して、(5)ストライキ、集合暴力、デモ、集会、パレードや行進、ラリー、土地占拠、座り込み、占有、組織化されたボイコット、ハンガーストライキなど、“disruption” を手段として行うものを指す。詳細は Wada [2003, 131-135] 参照。

2) 政府系/独立系新聞の別。

3) 当該時期の集合行動のうち、政治的・物質的・経済的・市民的要求が占める割合を示している。政治的要求とは、たとえば、弾圧の停止・政治犯の恩赦要求、政治的平等や政党の自由な結成の要求。物質的要求とは上水道・電気の整備、住宅の供給、清潔で機能する下水設備、学校、日常の用品に関するもの。経済的要求とは、高い賃金、家庭・小規模ビジネスで利用する物品の安価な提供。市民的要求とは、土地の所有証書、言論・結社・良心の自由、人身保護条例など。ある集合行動は複数のカテゴリーの内容を含むので、100%を超える。

に帰順した [Bobrow-Strain 2007, Chap. 6, esp. 121-130]。シタラの制度的革命党は党勢を回復し、以降、実に1991年まで得票率100パーセントで選挙に勝ち続けるのである。

1978年を境に、選挙（民主主義）を争点とする社会運動が増加したことは、数量的にも確認できる（表6参照）。なお、1970年代後半から1981年ごろまで、メキシコはオイルブームから

くる好景気に沸いており、経済状況によってこの時期の集合行動の増加を説明することはできない。

政治改革の後ろ盾となっていたロペス・ポルティエーヨ大統領は、こうした状況に迅速に対応した。各地で混乱の予兆がみられ始めた1979年初頭、制度的革命党の幹事長サンソレス・ベレスを更迭し、同年5月には内務大臣レジェス・

エロレスを解任したのである。以降1982年まで、ポルティエヨ政権は野党に対する締め付けを維持する。一連の事態の推移は、党間競争性の上昇によって、抑止シグナリング機能、ひいては党を通じた権力分有機能が掘り崩されたことを示している。

本稿の歴史的分析はここで終わるが、その後の展開についてもごく簡単に触れておきたい。まず1983年、全市町村の市参事会ポストを、比例代表制によって選出することが定められた。市町村レベルでの与野党対立を緩和することが目的であったと考えられる。また、1983年の憲法改正により、市町村政府への地方分権化が大きく進んだ。他方で、1987年には、1977年の制度改革の成果を取り消すような連邦選挙制度改革が行われてもいる。条件付き認可という政党ステータスは廃止され、悪名高い「統治条項」と呼ばれる特殊な連邦下院議席配分ルールが導入された。詳細を論じるには紙幅が足りないが、この統治条項ルールは、制度的革命党が下院の過半数を維持することを保証するものであった。だが、締め付けを強化するなかで迎えた1988年の大統領選挙において、制度的革命党はついに真っ二つに分裂する。80年代の半ば以降進められていた、新自由主義的な政策に反発する制度的革命党内の勢力が党を割り、中小政党を糾合して大統領選挙に出馬したのである。おそらく大規模な選挙不正を用いて、制度的革命党の大統領候補サリーナスは選挙に勝利したが、制度的革命党は連邦下院において、憲法改正に必要な3分の2の特定多数を失った。これ以降、メキシコは民主化移行期に突入していく。

結論と今後の課題

本稿は、メキシコにおける党内組織そして公式選挙制度の変遷を、独裁者の意図と学習という観点から歴史的に追跡し、既存の議論で論じられてきた独裁体制における政治制度の諸機能、すなわち党内／党間競争の許容による情報収集・分断統治と、抑止シグナリング・権力分有との間に深刻なトレードオフがあることを示した。これを踏まえて、今後の課題を3点、指摘しておきたい。第1に、多国間統計分析は、その前提を再検討すべきだろう。みえてきたように、制度デザインにあたって、自国の（そして他国の）経験から独裁者が不断に学習しているなら、そうした学習と伝播を考慮した統計モデルを用いるべきである。実際、中国共産党はソ連や東欧における共産党独裁政権の崩壊のみならず、メキシコ・制度的革命党による支配の継続と崩壊についても研究を重ねている [Shambaugh 2008, 97]。第2に、メキシコにおいては、独裁者は経験からすみやかに学び、体制の崩壊を回避したが、こうした学習が機能せず、改革の結果として体制が崩壊した独裁体制もある。では、改革の成否を決める要因は何か。制度改良メカニズムの優劣を検討する必要がある [ピアソン 2010, 161-170]。最後に、選挙の競争性にトレードオフがあるとして、このトレードオフに均衡点は存在するのか。この問題は本稿の守備範囲を大きく超えるものだが、先行研究はいくつかの興味深い知見を提供してくれる。まず、**独裁体制の存続**という観点からは、競争を許容する一党体制（いわゆる選挙権威主義）に対し、競争を完全に排除する閉鎖的・一党独裁体制が一

般に優れる [Magaloni and Kricheli 2010]。他方で、体制が崩壊した際の独裁者個人を取り上げれば、多くの閉鎖的独裁体制下の独裁者は悲惨な末路を迎えている [Escribá-Folch 2013]。こうした差異が、独裁者の制度設計に影響を与えている可能性がある。いずれにせよ、独裁体制内部の政治過程については未だに不明な点が多い。課題は山積している。

(注1) 本稿における「独裁体制」「独裁者」とは、概ね“Antocracy”と“Autocrat”あるいは“Non-democratic Regime”, “Ruler in Non-democratic Rule”を指す。つまり、筆者は民主主義体制の残余カテゴリーとして独裁体制を捉えている。この概念化は、非民主主義体制をさらに分類（たとえば「権威主義」や「全体主義」など）できることを否定するわけではない。むしろ、これらのさまざまな「独裁体制」が生成されるメカニズムを論じるために、より上位のカテゴリーとして「独裁体制」「独裁者」が必要になる、と筆者は考えている。

(注2) 独裁者の統治戦略を(1)暴力、(2)買収 (co-optation), (3) 組織拡散 (organizational proliferation) の3つの視点から分類した他の研究として、経済学者ヘイバーのものがある [Haber 2008]。だが、ヘイバーの議論は、政党・選挙・議会といったフォーマル政治制度のいずれとも直接的に関係がないため、本稿では論じない。また、ヘイバーは、独裁者と軍のモラルハザードという問題を除いて、独裁国家の情報伝達の問題を考慮していない。

(注3) 情報収集のために独裁者が用いる手段には、他にも少なくとも3タイプがある。(1)全体主義独裁体制で全面的に利用されるのが、秘密警察と一般市民を通じた密告・監視社会の構築戦略 [Fainsod 1958; Fitzpatrick 2005] であり、(2)自由化期の独裁体制に特徴的であるのが、マスメディア統制の緩和戦略 [Egorov, Guriev, and Sonin 2009] である。(3)最後に、地方的な暴動を許容することで、不人気な体制内エリートを発

見しようとする場合もある [Chen 2009; Lorentzen 2010]。もちろん、これらの戦略にはそれぞれデメリットがある。(1)秘密警察を通じた相互監視政策を用いれば、恐怖に怯えた一般市民は本心を表に出さないようになるため、情報収集の効率が悪化していく [Wintrobe 1998]。(2)メディアの自由化は、独裁体制の崩壊の前触れになる [O'Donnell and Schmitter 1986]。(3)暴動を許容すれば、早晚、体制全体が無法状態に落ち込むだろう。さらに、これらの戦略には、選挙の特徴であるところの選抜機能がない。

(注4) 党内競争選挙が組織を破壊するという論点は、伊東孝之氏の指摘による。

(注5) 制度的革命党の名目上の最高意思決定機関は、一般党员と各セクターが選出する代表から構成される「党大会」であるが、実権は時の大統領が直接、任命する「全国執行委員会 (Comité Ejecutivo Nacional)」の幹事長に集中した。全国執行委員会の下には、「全国協議会 Consejo Nacional」、州には「州党協議会/州執行委員会」、市町村レベルには「市町村党協議会/市町村党執行委員会」などが設置された。下級党組織の活動は、一般に低調であった [Story 1986; Langston 2012]。

文献リスト

〈日本語文献〉

- 伊東孝之 1984. 「現存社会主義における社会変動と政治変動——ポーランドにおける党内選挙 (1980-1981) に即して——」『スラヴ研究』31 81-125.
- サルトーリ, ジョヴァンニ 2000. 岡沢憲美・川野秀之訳『現代政党学——政党システム論の分析枠組み—— (普及版)』早稲田大学出版部.
- スコット, W・リチャード 1998. 河野昭三・板橋慶明訳『制度と組織』税務経理協会.
- 関能徳 2013. 「非民主制における選挙の情報収集能力——理論と実証——」久保慶一・河野勝編『民主化と選挙の比較政治学——変革期の制度形成とその帰結——』勁草書房.

- タロー, シドニー 2006. 大畑裕嗣訳『社会運動の力——集合行為の比較社会学——』彩流社.
- 恒川恵市 1985. 「メキシコにおける経済発展と官僚制」大内穂・下山瑛二編『開発途上国の官僚制と経済発展』アジア経済研究所.
- 豊田紳 2013. 「独裁体制における競争選挙のジレンマ——1937年ソ連と1965年メキシコにおける制度改革の比較分析——」久保慶一・河野勝編『民主化と選挙の比較政治学——変革期の制度形成とその帰結——』勁草書房.
- ピアソン, P. 2010. 粕谷祐子監訳『ポリティクス・イン・タイム——歴史・制度・社会分析——』勁草書房.
- 〈外国語文献〉
- Ames, Barry 1970. “Bases of Support for Mexico’s Dominant Party.” *American Political Science Review* 64(1): 153-167.
- Antonieta Benejam, María 1980. *Actividad e Ideología de Carlos A. Madrazo: Reseña Cronológica 1915-1969*. D. F., México: Universidad Nacional Autónoma de México.
- Banamex 2001. *México Electoral*. D. F., México: Banamex.
- Barkan, Joel D. and John J. Okumu 1978. “Semi-Competitive Elections, Clientelism, and Political Recruitment in a No-Party State: The Kenyan Experience.” in *Elections without Choice*. eds. G Hermet. R. Rose and A. Rouquié, London: Macmillan.
- Blaydes, Lisa 2011. *Elections and Distributive Politics in Mubarak's Egypt*. New York: Cambridge University Press.
- Bobrow-Strain, Aaron 2007. *Intimate Enemies: Landowners, Power and Violence in Chiapas*. Durham: Duke University Press.
- Bratton, Michael and Nicolas van de Walle 1997. *Democratic Experiments in Africa: Regime Transitions in Comparative Perspective*. New York: Cambridge University Press.
- Brownlee, Jason 2007. *Authoritarianism in an Age of Democratization*. New York: Cambridge University Press.
- Chen, Xi 2009. “The Power of ‘Troublemaking’: Protest Tactics and Their Efficacy in China.” *Comparative Politics* 41(4): 451-471.
- Cox, Gary 2008. “Authoritarian Elections and Leadership Succession, 1975-2000.” Manuscript.
- Díaz Ordaz, Gustavo 1965. “Primer Informe de Gobierno del Presidente Díaz Ordaz.” <http://lanic.utexas.edu/larrp/pm/sample2/mexican/ordaz/index.html>.
- Eisenstadt, Todd A. 2004. *Courting Democracy in Mexico: Party Strategies and Electoral Institutions*. New York: Cambridge University Press.
- Egorov, Georgy, Sergey Guriev, and Konstantin Sonin 2009. “Why Resource-Poor Dictators Allow Freer Media: A Theory and Evidence from Panel Data.” *American Political Science Review* 103(4): 645-668.
- Escribá-Folch, Abel 2013. “Accountable for what? Regime Types, Performance, and the Fate of Outgoing Dictators, 1946–2004.” *Democratization* 20(1):160-185.
- Fainsod, Merle 1958. *Smolensk under Soviet Rule*. Massachusetts: Harvard University Press.
- Fitzpatrick, Sheila 2005. *Tear Off the Masks! Identity and Imposture in Twentieth-Century Russia*. Princeton: Princeton University Press.
- Foweraker, Joe and Todd Landman 1997. *Citizenship Rights and Social Movements: A Comparative and Statistical Analysis*. New York: Oxford University Press.
- Gandhi, Jennifer and Ellen Lust-Okar 2009. “Elections under Authoritarianism.” *Annual Review of Political Science* 12: 403-22.
- Geddes, Barbara 2006. “Why Parties and Elections in Authoritarian Regimes?” Manuscript.
- Goldstone, Jack A., Robert H. Bates, David L. Epstein, Ted Robert Gurr, Michael B. Lustik, Monty G. Marshall, Jay Ulfelder, and Mark Woodward 2010. “A Global Model for Forecasting Political

- Instability." *American Journal of Political Science* 54(1): 190-208.
- González Compeán, Miguel and Leonardo Lomeli Vanegas 2000. *El Partido de la Revolución. Institución y Conflicto (1928-1999)*, D.F., México: Fondo de Cultura Económica.
- Haber, Stephen 2008. "Authoritarian Government." in *Oxford Handbook of Political Economy*. eds. D. Wittman and B. R. Weingas. Cambridge: Oxford University Press.
- Han, Li. "Are Elections in Autocracies a Curse for Incumbents? Evidence from Chinese Villages." *Public Choice* (forthcoming).
- Hegre, Håvard, Tanja Ellingsen, Scott Gates, and Nils Petter Gleditsch 2001. "Toward a Democratic Civil Peace? Democracy, Political Change, and Civil War, 1816-1992." *American Political Science Review* 95(1): 33-48.
- Hernández Rodríguez, Rogelio 1991. *La Formación del Político Mexicano: El Caso de Carlos A. Madrazo*. D.F., Mexico: El Colegio de México.
- Hyde, Susan D. 2011. *The Pseudo-Democrat's Dilemma: Why Election Observation Became an International Norm*. Ithaca: Cornell University Press.
- Hyde, Susan D. and Nikolay Marinov 2012. "Which Election Can Be Lost?" *Political Analysis* 49(4): 503-516.
- Kalyvas, Stathis 1999. "The Decay and Breakdown of Communist One-Party Systems." *Annual Review of Political Science* 2: 323-343.
- Karklins, Rasma 1986. "Soviet Elections Revisited: Voter Abstention in Noncompetitive Voting." *American Political Science Review* 80(2): 449-470.
- Klesner, Joseph L 1988. "Electoral Reform in an Authoritarian Regime: The Case of Mexico." Ph.D. diss., Massachusetts Institute of Technology.
- Langston, Joy 1999. "Why Rules Matter: The Formal Rules of Candidate Selection and Leadership Selection in the PRI, 1978-1996." Documento de Trabajo, D.F., México: CIDE.
- 2012. "The Dinosaur that Evolved: Changes to the PRI's Gubernational Candidate Selection, 1980-2009." in *The Oxford Handbook of Mexican Politics*. ed. Roderic Ai Camp. New York: Oxford University Press.
- Langston, Joy and Scott Morgenstern 2009. "Campaigning in an Electoral Authoritarian Regime: The Case of Mexico." *Comparative Politics* 41(2): 165-182.
- LeBas, Adrienne 2006. "Polarization as Craft: Party Formation and State Violence in Zimbabwe." *Comparative Politics* 38(4): 419-438.
- Loaeza, Soledad 1999. *El Partido Acción Nacional: La Larga Marcha, 1939-1994. Oposición Leal y Partido de Protesta*. D. F., México: Fondo de Cultura Económica.
- Lorentzen, Peter L. 2010. "Regularizing Rioting: Permitting Public Protest in an Authoritarian Regime." Manuscript.
- Lust-Okar, Ellen 2005. *Structuring Conflicts in the Arab World: Incumbents, Opponents, and Institutions*. Cambridge: Yale University Press.
- Mabry, Donald J. 1973. *Mexico's Acción Nacional: A Catholic Alternative to Revolution*. New York: Syracuse University Press.
- Magaloni, Beatriz 2006. *Voting for Autocracy: Hegemonic Party Survival and Its Demise in Mexico*. New York: Cambridge University Press.
- 2008. "Credible Power-Sharing and the Longevity of Authoritarian Rule." *Comparative Political Studies* 41(4/5): 1-27.
- Magaloni, Beatriz and Ruth Kricheli 2010. "Political Order and One-Party Rule." *Annual Review of Political Science* 13: 123-143.
- Malesky, Edmund and Paul Schuler 2010. "Nodding or Needing: Analyzing Delegate Responsiveness in an Authoritarian Parliament." *American Political Science Review* 104(3): 482-502.
- 2011. "The Single-Party Dictator's Dilemma: Information in Elections without Opposition." *Legislative Studies Quarterly* 106(4): 491-530.

- Middlebrook, Kevin J. 1986. "Political Liberalization in an Authoritarian Regime: The Case of Mexico." in *Transitions from Authoritarian Rule*. eds. G. O'Donnell, P. C. Schmitter, and L. Whitehead. Baltimore: The Johns Hopkins University Press.
- Mizrachi, Yemile 2003. *From Martyrdom to Power: The Partido Acción Nacional in Mexico*. Notre Dame: University of Notre Dame Press.
- Molinar Horcasitas, Juan 1991. *El Tiempo de la Legitimidad: Elecciones, Autoritarismo y Democracia en México*. D. F., México: Cal y Arena.
- Na, Yingying 2012. "Local Elections in Dictatorships." Ph.D diss., New York University.
- O'Donnell, Guillermo and Philippe C. Schmitter 1986. *Transitions from Authoritarian Rule: Tentative Conclusions about Uncertain Democracies*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Ogushi, Atsushi 2008. *The Demise of the Soviet Communist Party*. New York: Rutledge.
- Pozas Horcasitas, Ricardo 2008. "La Democracia Fallida: la Batalla de Carlos A. Madrazo por Cambiar al PRI." *Revista Mexicana de Sociología* 70(1): 47-85.
- PRI (Partido Revolucionario Institucional) 1965. *IV Asamblea Nacional Ordinaria*, D.F., México: Partido Revolucionario Institucional.
- 1972. *Estatutos del Partido Revolucionario Institucional*. D. F., México: Partido Revolucionario Institucional.
- PRI-ICAP (Partido Revolucionario Institucional-Instituto de Capacitación Política) 1982a. *Historia Documental del Partido de la Revolución, Tomo 7, PRI 1957-1962*. D. F., Mexico: Partido Revolucionario Institucional.
- 1982b. *Historia Documental del Partido de la Revolución, Tomo 8, PRI 1963-1968*. D. F., Mexico: Partido Revolucionario Institucional.
- 1984. *Historia Documental del Partido de la Revolución, Tomo 9, PRI 1969-1974*, D. F., Mexico: Partido Revolucionario Institucional.
- Reyes Heróles, Jesús 1996. *Obras Completas. Política III*. D. F., México: Asociación de Estudios Históricos y Políticos Jesús Reyes Heróles, A.C./ Secretaría de Educación Pública/Fondo de Cultura y Económica.
- Rubin, Jeffrey W. 1997. *Decentering the Regime: Ethnicity, Radicalism, and Democracy in Juchitán, Mexico*. Durham: Duke University Press.
- Rubio, Blanca 1987. *Resistencia Campesina y Explotación Rural en México*. D. F., México: Era.
- Shambaugh, David 2008. *China's Communist Party: Atrophy and Adaptation*. Berkeley: University of California Press.
- Story, Dale 1986. *The Mexican Ruling Party: Stability and Authority*. New York: Praeger.
- Svolik, Milan 2012. *The Politics of Authoritarian Rule*. New York: Cambridge University Press.
- Thelen, Kathleen 1999. "Historical Institutionalism in Comparative Politics." *Annual Review of Political Science* 2: 369-404.
- Tucker, Joshua 2007. "Enough! Electoral Fraud, Collective Action Problems, and the Second Wave of Post-Communist Democratic Revolutions." *Perspectives on Politics* 5(3): 537-553.
- Wada, Takeshi 2003. "A Historical and Network Analysis of Popular Contention in the Age of Globalization in Mexico." Ph.D. diss., Colombia University.
- Weldon, Jeffrey A. 1997. "The Political Source of Presidentialismo in Mexico." in *Presidentialism and Democracy in Latin America*. eds. S. Mainwaring and M. Shugart. New York: Cambridge University Press.
- Widner, Jennifer A. 1992. *The Rise of a Party-State in Kenya: From "Harambee" to "Nyano!"*. Berkeley: University of California Press.
- Wintrobe, Ronald 1998. *The Political Economy of Dictatorship*. New York: Cambridge University Press.

[付記] 本稿の執筆にあたり，伊東孝之先生，久保

慶一先生、久保慶一研究室の参加者からいただいたコメントは大変に有益であった。また投稿段階でも未だに整理されておらず、内容的にも技術的にも誤りだらけで極めて読みにくかった筆者の草稿に対し、微に入り細を穿つコメントを、極めて短い時間内にくださった2人の匿名の査読者の方には、感謝の言葉もない。ありがとうございました。

なお、残された誤りの責は、当然ながら著者が負うものである。

(早稲田大学政治学研究科博士後期課程, 2013年3月29日受領, 2013年6月25日レフェリーの審査を経て掲載決定)